

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科委員会規則

〔平成元年5月29日〕
連合農学研究科規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学教授会通則（平成16年鳥取大学規則第59号。以下「通則」という。）第6条の規定に基づき、鳥取大学大学院連合農学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 研究科の講座から推薦された学生の研究指導並びに論文指導を担当する資格を有する教授及び准教授 各1人
- (4) 指導教員

(任期)

第3条 前条第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 研究科委員会は、通則第3条第1項及び第2項に規定する次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (4) 学内規則の制定又は改廃に関する事項（学長が制定者であるものに限る。）
- (5) 教員の選考に関する事項
- (6) 研究科、専攻、その他の重要な組織の設置又は改廃に関する事項
- (7) 学生の定員に関する事項
- (8) 教育課程の編成に関する事項
- (9) 学生の懲戒に関する事項
- (10) 教育研究活動等の状況について本研究科が行う評価に関する事項

2 研究科委員会は、通則第3条第3項に基づき、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学内規則の制定又は改廃に関する事項
- (2) 学生の受入れ、退学、転学、留学、休学に関する事項
- (3) 名誉教授の推薦に関する事項
- (4) 予算に関する事項
- (5) 研究科長候補適任者の選考に関する事項

(6) 研究科委員会委員（第2条第1項第3号に規定する委員）の選定に関する事項

(7) その他研究科の教育研究に関する事項

(議事及び運営)

第5条 研究科長は、必要に応じ研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代理する。

第6条 研究科委員会は、委員(公務による出張及び研修中の者並びに長期療養中の者を除く。)の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

第7条 議事は、出席者の過半数で決する。ただし、第4条第2号に規定する議事については、鳥取大学学位規則(昭和35年鳥取大学規則第3号)第7条に定めるところとし、第4条第5号に規定する議事については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第8条 研究科長は、委員の5分の1以上の要求があった場合には、研究科委員会を開催しなければならない。

(研究科代議委員会)

第9条 研究科委員会に、研究科の円滑な運営を図るため、研究科代議委員会（以下「代議委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会は第4条に掲げる事項について範囲を指定し、その審議を代議委員会に委任することができる。

3 代議委員会については、別に定める。

(雑則)

第10条 研究科委員会の事務は、鳥取大学農学部事務部において処理する。

第11条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成元年5月29日から施行する。

2 この規則施行により最初の第2条第1項第3号の委員となる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科委員会規則の制定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年2月24日連合農学研究科規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月21日連合農学研究科規則第7号)

この規則は、平成27年8月21日から施行する。

附 則 (平成28年2月19日連合農学研究科規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月26日連合農学研究科規則第1号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。